

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	静岡県 森町

森町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 森町 産業課 林政係
所在地 静岡県周智郡森町森 2101-1
電話番号 0538-85-6317
FAX番号 0538-85-5259
メールアドレス sangyo@town.shizuoka-mori.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、カモシカ、カワウ、アオサギ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	森町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	稲	174a 729千円
	果樹	20a 651千円
	野菜	24a 1,919千円
	いも類	35a 1,602千円
	工芸作物	11a 239千円
	計	264a 5,140千円
ニホンジカ	稲	24a 274千円
	果樹	6a 186千円
	野菜	49a 3,834千円
	スギ・ヒノキの枝葉・樹皮	— —
	計	79a 4,294千円
カモシカ	果樹	— —
	野菜	— —
	スギ・ヒノキの枝葉食害	— —
	計	— —
カワウ アオサギ	アユ	530kg 1,000千円

(2) 被害の傾向

①イノシシ

イノシシによる被害は、年間を通して発生している。被害作物は、稲、果樹、野菜、茶など、収穫時期や作物の生長に合わせて多岐にわたっている。被害区域は町全域となっている。

②ニホンジカ

ニホンジカによる被害は、年間を通して発生している。被害作物は、稲、果樹、野菜、スギ・ヒノキの剥皮等で、被害区域は町全域に拡大している。

③カモシカ

カモシカについては、ニホンジカとの被害区別が難しいが、北部中山間地域において植林後のスギ・ヒノキの枝葉の食害が報告されている。町内中南部での目撃数も増加し、その生息範囲は町内全域に拡大している。

④カワウ・アオサギ

カワウ及びアオサギについては、太田川流域のアユに対して被害が深刻である。また、住居に近い境内地が鳥の住処となっているため、鳥の大きい鳴き声や糞落下の被害もあり、住環境の悪化につながっている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
イノシシ	264a 5,140 千円	237a 4,626 千円
ニホンジカ	79a 4,294 千円	71a 3,864 千円
カモシカ		
カワウ アオサギ	530kg 1,000 千円	480kg 900 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>イノシシ、ニホンジカは、町単独被害防止目的鳥獣捕獲業務として、西部猟友会森町分会の協力を得て、銃及び箱わな等による捕獲を行ってきた。</p> <p>平成30年度から令和2年度までの過去3年間の捕獲実績として、イノシシの捕獲頭数は600頭で、令和元年度の265頭が最大となっている。ニホンジカの捕獲頭数は66頭で、令和元年度の28頭が最大となっている。事業費については、15,152千円で、平均で5,051千円となる。</p> <p>町及び有害鳥獣対策協議会の備品として、イノシシ用箱わな71基、シカ用箱わな15基、くくりわな20基、囲いわな2基を導入し、猟友会へ貸し出ししている。</p>	<p>イノシシ、ニホンジカによる農林業被害が町全域に拡大しており、農林業者の自衛の策としても狩猟免許の所持者を増加させる必要がある。</p> <p>捕獲業務を担っている猟友会員の減少や高齢化が進んでいる。</p> <p>捕獲したイノシシは、捕獲従事者が約4割を自家消費、約6割を埋設処分しているが、埋設場所に苦慮している状況である。</p> <p>カワウ及びアオサギについては、駆除の取組ははかられているものの、現状では銃による駆除の方法のみの対応であるため、捕獲数は少ない。新たな捕獲方法を模索する必要がある。</p>

	カワウ・アオサギは、猟友会に銃捕獲を依頼し、生息数減少に努めている。	
防護柵の設置等に関する取組	<p>平成 18 年度からイノシシ、ニホンジカ等の被害に対し、町単独鳥獣被害防止対策事業として、電気柵、ワイヤーメッシュ柵等の設置費用に対し、2分の1以内、3万円を限度として助成を進めてきたが、山間地域等の設置を促進するため、27年度からは助成上限額を6万円としている。</p> <p>令和2年度までの過去3年間の助成実績は、137件、4,957千円となっている。</p> <p>また、23年度及び24年度には、鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、町内の5箇所茶園にイノシシ侵入防止柵を設置した。設置箇所については効果を発揮している。</p>	<p>過疎化による若年層の減少と農林業の担い手不足により、被害防止対策に対する意欲が下がり、耕作や経営を放棄する事例が増えている。</p> <p>また、原材料価格の高騰や農業者の高齢化により、侵入防止柵設置の意欲が低下してきている。</p> <p>電気柵は、世帯ごとの設置が多く、適正な管理のため、草刈りや正しい取扱方法を徹底する必要がある。</p> <p>防護柵については、加害動物により設置方法が異なるため、状況に合った柵が設置できるよう住民に周知していく必要がある。</p> <p>地域ぐるみでの侵入防止柵の設置についても検討していく必要がある。</p> <p>鳥獣被害防止総合対策事業を活用した侵入防止柵の設置については、住民の要請に応じ費用対効果を確認の上、対応を検討する。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>イノシシ、ニホンジカについては、農林業者への聴き取り調査等を行い、被害実態の把握に努めた。</p> <p>カモシカについては、農林業者への聴き取り調査や植林地への食害調査を実施し、被害実態の把握に努め、また、生息密度調査も実施した。</p>	<p>イノシシ、ニホンジカの被害、生息範囲が町内全域に拡大しており、特にニホンジカによる被害が増加している。</p> <p>ニホンジカ及びカモシカについては、どちらによる食害なのかも含め、被害実態の把握とカモシカの個体数調整実施に向けた検討が必要となっている。</p>

(5) 今後の取組方針

令和2年度森町における対象鳥獣の被害総額は10,434千円、被害総面積で343aとなっている。

対象鳥獣による主な被害は、稲、野菜、いも類、果樹、茶、林産物等多岐にわたっている。特にスイートコーン等単価の高い野菜類の被害が被害金額を上げている。

本防止計画作成にあたり、対象鳥獣による被害軽減目標を令和2年度の被害額・面積より1割減に設定することとする。

これまで森町では、被害防止目的の鳥獣捕獲業務と鳥獣被害防止対策事業等により、捕獲と被害防除の両面から対策を行ってきた。被害防止に一定の効果は得られているものの、獣類の生息範囲は拡大傾向にあり、被害減少には至っていない。特に、ニホンジカは町内全域で被害が発生するようになった。

このため、ニホンジカは捕獲数を増やし、その他の対象鳥獣はこれまでの捕獲数を維持する事に加え、下記の取組により被害軽減目標の達成を目指す。

1. 電気柵等侵入防止柵の整備の推進

(イノシシ・ニホンジカ)

町の特産物にもなっているスイートコーン等単価の高い野菜への被害防止への取り組みを強化するため、町の補助事業の利用を回覧で広報するとともに、設置方法や管理方法の研修会を実施するなどし、電気柵等侵入防止柵の設置を推進する。

2. 箱わなによる安全・効果的な捕獲の推進

(イノシシ・ニホンジカ)

イノシシ及びニホンジカの捕獲に対して、猟銃による捕獲とともに、比較的危険性が少なく効果的に捕獲できる、箱わなの捕獲体制を整備する。また、他の捕獲効率が良い安全なわなの導入について検討していく。

3. 捕獲管理支援業務員の設置

被害防止目的の鳥獣捕獲業務については、猟友会の協力を得て多大な成果を上げているが、捕獲数の増加や箱わな数の増加に伴い、捕獲立会い等の管理業務が増加傾向にある。捕獲業務を安全・円滑に推進するため、シルバー人材センターに委託し、年間を通して2名の支援業務員を設置し、箱わなの管理や捕獲立会い等を行う。

4. 猟友会、農林業者への聴き取りなどによる分布や行動範囲の把握

(対象鳥獣全種)

聞き取り調査等による対象鳥獣の分布や行動範囲の把握に努めるとともに、加害獣の特定にカメラ等のICT技術の活用等も検討していく。

5. 鳥獣被害についてアンケート調査を実施 (対象鳥獣全種)

鳥獣被害の実態を把握し、鳥獣の捕獲及び被害防止対策に活用する。

6. 研修会の開催（対象鳥獣全種）

研修会を通じ、地域住民自ら鳥獣被害防除の意識を持ち、地域で被害防止に取り組む合意形成を図ることで、地域が一体となり主体的に有害鳥獣を寄せ付けない集落づくりを目指す支援をする。また、防護柵を設置する畑に隣接する森林の整備等、効果的な防護柵の設置方法について検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

西部猟友会森町分会との連携を密にし、効果的な捕獲を目指す。
必要に応じて、鳥獣被害対策実施隊の設置を検討する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ	西部猟友会森町分会の協力により被害防止目的の鳥獣捕獲業務を実施。 また、森町有害鳥獣対策協議会所有のイノシシ・ニホンジカ兼用箱わなを捕獲従事者である猟友会へ貸し出す。 狩猟免許試験及び他団体が主催する研修会の案内、初心者のための講習会を開催する。
	ニホンジカ	西部猟友会森町分会の協力により被害防止目的の鳥獣捕獲業務を実施。 県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ、対策を進める。 また、森町有害鳥獣対策協議会所有のイノシシ・ニホンジカ兼用箱わなを捕獲従事者である猟友会へ貸し出す。 狩猟免許試験及び他団体が主催する研修会の案内、初心者のための講習会を開催する。
	カモシカ	被害状況及び生息状況の調査を継続し、防除対策のみでは被害防止が図れない場合、第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）等に基づく個体数調整の実施に向けて検討を進める。
	カワウ アオサギ	西部猟友会森町分会の協力により被害防止目的の捕獲業務を実施。 カワウについては、広域での取組が必要となるため、関係者と連携して対策を進める

令和5年度	イノシシ	同上
令和6年度	ニホンジカ	
	カモシカ	
	カワウ アオサギ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>静岡県第13次鳥獣保護管理事業計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。</p>
<p>①イノシシ</p> <p>近年イノシシが山間部だけでなく住宅区域にまで出没するようになり、町内全域に農林作物等の被害が発生している。年ごとの変動はあるが、平成28年度の302頭を最大とし、今後も同程度の水準で推移することが見込まれる。また、電気柵等の設置を進めることによるわなへの誘導、研修会による捕獲技術の向上、ICTを活用した捕獲の効率化等を図り、捕獲体制を強化することにより、各年度の捕獲計画を350頭とする。</p>
<p>②ニホンジカ</p> <p>近年、山間部だけでなく里部においても目撃情報が増加しており、町内全域に農林作物等の被害が拡大している。対策として捕獲体制の強化と捕獲効率を上げるために、群れでの捕獲を行えるよう、囲いわなを令和元年度と2年度に導入したことにより、各年度の捕獲計画を100頭とする。</p>
<p>③カモシカ</p> <p>町単独事業でカモシカの生息調査や被害調査を進め、第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）に基づく管理捕獲等に向けて取り組む。</p>
<p>④カワウ・アオサギ</p> <p>年ごとに飛来数が増減するため、何羽が適正な捕獲羽数か不明なところがあるが、アユに対して被害が深刻化しており、捕獲を強化するため50羽と設定する。</p>

①被害防止目的の鳥獣捕獲実績表

対象 鳥獣	被害防止目的の鳥獣捕獲実績数(単位 頭、羽)						
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
イノシシ	251	227	302	269	199	265	136
ニホンジカ	14	22	26	20	16	28	22
カワウ	17	14	12	7	8	7	12
アオサギ	13	15	8	14	12	5	5

②対象鳥獣捕獲計画数

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	350	350	350
ニホンジカ	100	100	100
カワウ アオサギ	50	50	50

捕獲等の取組内容
<p>銃、箱わな、くくりわな、囲いわなを用いて、年間を通じイノシシ、ニホンジカを対象として被害防止目的の捕獲を行う。また、猟期においても、被害状況により町内鳥獣保護区等におけるイノシシ、ニホンジカの被害防止目的の捕獲を実施していく。</p> <p>また、稚アユを放流する春から夏にかけてカワウ・アオサギの活動が活発になるため、被害状況に応じて被害防止目的の捕獲許可を県に対して申請し、捕獲活動を実施していく。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
当面、ライフル銃は使用しない。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
森町内全域	イノシシ・ニホンジカ権限委譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンジカ カモシカ	電気柵及びワイヤーメッシュ柵の設置事業（町単独事業） 電気柵：6,000m (200m×30人分) ワイヤーメッシュ柵：1,000m (200m×5人分)	電気柵及びワイヤーメッシュ柵の設置事業（町単独事業） 電気柵：6,000m (200m×30人分) ワイヤーメッシュ柵：1,000m (200m×5人分)	電気柵及びワイヤーメッシュ柵の設置事業（町単独事業） 電気柵：6,000m (200m×30人分) ワイヤーメッシュ柵：1,000m (200m×5人分)

	住民等の要望量等を踏まえて、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した整備も検討する。	住民等の要望量等を踏まえて、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した整備も検討する。	住民等の要望量等を踏まえて、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した整備も検討する。
--	--	--	--

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンジカ カモシカ	電気柵等侵入防止柵設置後の見回りや柵の補修、周囲の下草刈り等、防除効果を高めるために必要な維持管理の周知・指導を行う。	令和4年度取組に同じ	令和4年度取組に同じ
カワウ アオサギ	鳥の住処となっており、周辺の住環境の悪化を招いている箇所には追い払い等を実施していく。	令和4年度取組に同じ	令和4年度取組に同じ

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ ニホンジカ	<p>農林業者への聴き取り調査を行い、被害実態を把握し、町内被害情報マップを作成する。また、生態調査を実施し、生態情報マップを作成し、情報の周知やマップを活用した総合的な対応策を検討する。</p> <p>研修会等を開催し、鳥獣被害防止対策に、地域住民が主体的に取り組む体制への誘導や支援を行う。</p> <p>遊休農地や里山の適切な管理、作物残さや未収穫農作物を農地に放置しないように啓発する。</p>

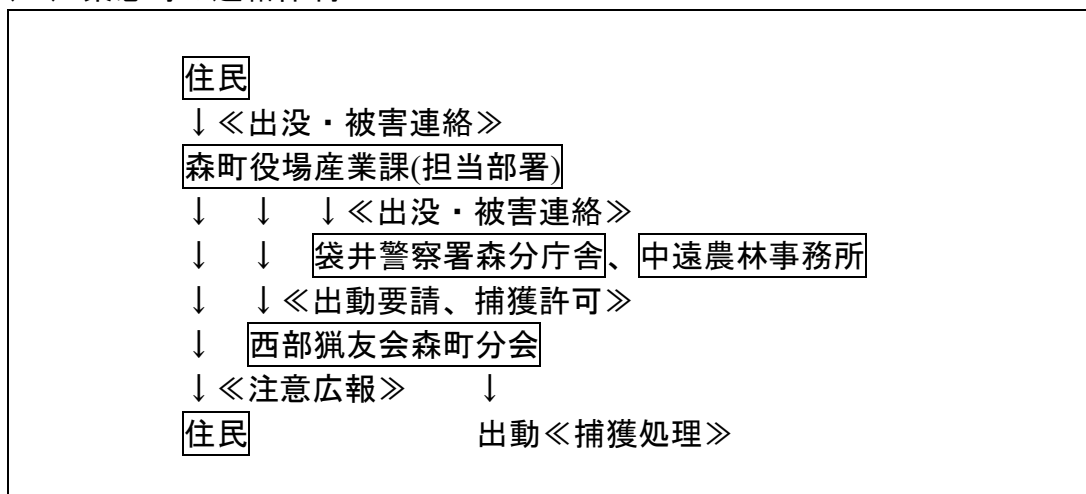
	カモシカ	農林業者への聴き取り調査を行い、被害実態を把握する。その後、捕獲が必要と判断された場合、生息密度調査ほか、捕獲に必要な調査・計画の実施を検討する。
	カワウ アオサギ	被害を受けている者に聴き取り調査を行い、被害実態を把握し、捕獲者とともに対応策を協議する。
令和5年度 令和6年度	イノシシ ニホンジカ カモシカ カワウ アオサギ	令和4年度の実施に同じ

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
静岡県中遠農林事務所	助言・指導、捕獲許可
静岡県警袋井警察署森分庁舎	助言・指導
森町役場産業課	出動要請、捕獲許可
西部猟友会森町分会	捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>捕獲した鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分を行うこととし、イノシシ及びニホンジカについては、食肉として利用できるものは猟友会員が自家消費する。</p>
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食肉として安定的に供給できる程の量はなく、その中でも利活用できる個体が限られており、現状では猟友会員が自家消費するのみである。
ペットフード	現状では、取り組む予定はない。
皮革	現状では、取り組む予定はない。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現状では、取り組む予定はない。

(2) 処理加工施設の取組

<p>現状では、処理加工施設の整備予定はない。 中遠地域鳥獣害対策連絡会で情報を交換しながら、周辺市町を含めた広域的な食肉加工施設を設置することも模索していく。</p>
--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

<p>自家消費に積極的な猟友会員を対象に、関係機関が主催する研修会等の案内を行う。</p>

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	森町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
森町役場	協議会の運営・提言
中遠農林事務所	鳥獣被害防止に関する助言・指導
遠州中央農業協同組合	鳥獣被害防止に関する助言・指導
西部猟友会森町分会	鳥獣被害防除対策への協力
森町農業委員会	情報提供と被害対策への協力
森町森林組合	情報提供と被害対策への協力
一宮土地改良区	情報提供と被害対策への協力

三倉地区町内会長連絡会	情報提供と被害対策への協力
天方地区町内会長連絡会	情報提供と被害対策への協力
一宮地区町内会長連絡会	情報提供と被害対策への協力
森地区町内会長連絡会	情報提供と被害対策への協力
飯田地区町内会長連絡会	情報提供と被害対策への協力
園田地区町内会長連絡会	情報提供と被害対策への協力
一宮の水と環境を守る会	情報提供と被害対策への協力
学識経験者（獣医）	鳥獣被害防止に関する助言・指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県鳥獣保護管理員	鳥獣保護・管理に関する助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>現時点では、猟友会による対象鳥獣の捕獲や農家による電気柵等侵入防止柵の設置等の対策に取り組んでいる。また、捕獲管理業務を委託しているシルバー人材センターの支援員により、わなの見回りや被害地の調査等も業務の一環として役割を担ってくれている。</p> <p>このため、実施隊の設置については、必要に応じて、既設置済みの周辺市や関係機関の意見を聴きながら、地域の実情に即した形で検討を進めたい。</p>

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>各種団体や町内会等においても研修会等で積極的な参加を促し、集団での取組を進めていく。</p>

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>被害防止対策に関して、中遠地域鳥獣害対策連絡会と連携し、共同で講演会や情報交換会、研修会を開催するなどして、各種法令に基づく安全確保のための正しい知識の普及・注意喚起を行う。</p>
--